

仙北市行政改革懇談会設置要綱

平成18年7月1日

改正 平成20年4月1日

改正 平成22年4月1日

改正 平成24年4月1日

(設置)

第1条 社会経済情勢の変化に対応した簡素で効率的な市政の実現に向けて、市民の広範な意見を反映させるため、仙北市行政改革懇談会(以下「懇談会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 懇談会において所掌する事項は次のとおりとする。

- 1 行政改革大綱の審議に関すること。
- 2 行政改革大綱の進行管理に関すること。
- 3 その他行政改革の推進に係る必要な事項。

(委員)

第3条 委員の定数は15人以内とし、優れた識見を有する者の内から市長が任命する。ただし、委員15人のうち5人以内は公募するものとする。

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。委員は、再任されることができる。

(会長)

第5条 懇談会に会長を置き、委員の互選により委員の中からこれを選任する。

(会議)

第6条 懇談会は、必要に応じて市長が招集し、会長が議長となる。

(事務局)

第7条 懇談会の事務局を総務部企画政策課に置く。

(補則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、懇談会に関し必要な事項は市長が定める。

附 則

この訓令は、平成18年7月1日から施行する。

附 則(平成20年4月1日)

この訓令は、平成20年4月1日から施行する。

附 則(平成22年4月1日訓令第13号)

この訓令は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 24 年 4 月 1 日）

この訓令は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。